

さいたま市福祉防災マニュアル（住民編）

# 災害時要援護者支援マニュアル

## 〈 概 要 版 〉

高齢者や障害者などの災害時要援護者といわれる方々を災害から守るためには、どうしたらよいか？

このマニュアルは、災害に備えた事前の準備と、実際に災害が起こった場合にとるべき行動をまとめたものです。

いざという時に備えて、ぜひ、ご活用ください。



平成 20 年 12 月改定

さいたま市保健福祉局

## 日頃の備え

災害時要援護者と地域住民のコミュニケーションが大切です。

### ◆地域の防災教室・防災訓練に積極的に参加しましょう。

自治会や自主防災組織で行われる防災訓練などに積極的に参加し、地域住民に、災害時に支援が必要な状況を理解してもらい、声をかけあえる関係を作るよう努めましょう。



災害時要援護者の特性に応じた備えが大切です。

### ◆災害時に必要な支援が受けられるよう、防災カードを携帯しておきましょう。

住所、氏名、緊急時の連絡先、かかりつけ医療機関名、常備薬の種類などを記載した防災カードを作成し、日頃から携帯しておきましょう。

### ◆非常持出品を用意しましょう。

非常食品・飲料水・携帯ラジオ・懐中電灯・笛などの一般的な防災グッズの他に、次のような非常持出品を用意しておきましょう。

#### ●寝たきりなどの高齢者のいる家族や手足の不自由な人は

「紙おむつなどの介護用品」・「携帯トイレ」、「幅の広いおぶいひも」などを用意しておきましょう。

#### ●目の不自由な人は

「白杖」などに加えて、手で触れて周囲の情報を知るときに割れたガラスなどで怪我をしないように、「手袋」などを用意しておきましょう。

#### ●耳の不自由な人は

「補聴器用の電池」、「筆談のためのメモ用紙」、「筆記用具」、「災害時用の緊急会話カード」などを用意しておきましょう。



#### ●内部障害、知的障害、精神障害などのある人は

「常備薬」、「かかりつけ医療機関名などを記載したメモ」、「装具の予備」などを用意しておきましょう。

## ●乳幼児のいる家族は

「紙おむつ」、「粉ミルク」、「ウェットティッシュ」、「ミネラルウォーター」、「バスタオル」などを用意しておきましょう。

## ◆避難場所への避難方法を確認しましょう。

区役所などで配布しているガイドブックやマップなどで、自分の住んでいる地域の避難場所がどこか確認しておきましょう。



## 災害発生時の対応

住民相互の助け合いによる安否確認・避難誘導が大切です。

## ◆家族や近所の人と声をかけあって、避難しましょう。

移動が困難であったり、まわりの状況判断ができない場合があるので、単独での行動はせずに、家族や近所の人と声をかけあって、避難しましょう。

災害時要援護者を支援することができる人は、次のようなことに配慮しましょう。

## ●高齢者や手足の不自由な人に対しては

肘や肩につかまってもらったり、おぶいひもで背負ったりして、安全なところまで誘導しましょう。

## ●目の不自由な人に対しては

杖を持っていない方の手で、肘や肩につかまもらい、声をかけながら、半歩ほど前をゆっくり誘導しましょう。

## ●耳の不自由な人に対しては

筆談や身振りなどで、必要な情報は必ず伝えるように配慮しましょう。



## ●認知症高齢者・知的障害・精神障害などのある人に対しては

危険な状況をやさしい言葉で分かりやすく説明し、避難を促しましょう。

状況が理解されず、危険が迫っている場合は、手を引くなどして安全な所まで誘導しましょう。

## 避難生活における対応

災害時要援護者に必要な配慮をすることが大切です。

◆避難場所で生活する人すべてが被災者ですが、支援を必要とする人も一緒に生活することを理解し、お互い必要な配慮をしましょう。

段差の少ない場所や、トイレに近い場所など、災害時要援護者のためのスペースを確保し、食料や生活物資は、災害時要援護者に配慮して配布するようにしましょう。災害時要援護者を支援することができる人は、次のようなことに配慮しましょう。

### ●目の不自由な人に対しては

避難場所の状況を、できるだけ正確にわかるように、トイレや洗面所の位置などに注意して、案内しましょう。

### ●耳の不自由な人に対しては

放送などの音声情報だけでなく、掲示板や伝言板などを設け、必ず同時に情報提供しましょう。筆談による会話に心がけ、避難者で手話が使える人がいれば協力してもらいましょう。

### ●手足の不自由な人など、移動が不自由な人に対しては

車いすで移動できる通路確保やできるだけ段差を解消するよう工夫しましょう。また、通路に物を置かないよう、避難者に依頼しましょう。

### ●認知症高齢者・知的障害・精神障害などのある人に対しては

なれない環境で不安定になり、集団生活になじめない場合があるので、落ち着ける環境づくりに配慮しましょう。

### ●乳幼児のいる家族に対しては

乳幼児は普段と違った状況を察し、さらに泣いてしまいます。うるさいというような顔や態度で家族を見ず、温かく見守ってあげましょう。

さいたま市福祉防災マニュアル（住民編）

### 災害時要援護者支援マニュアル（概要版）

発行日 平成20年12月

発行 さいたま市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL: 048-829-1254 e-mail: fukushi-somu@city.saitama.lg.jp

※イラストは、全国消防長会からの提供を受けています。

